

焼津市告示第134号

令和8年度焼津市事業者猛暑対策支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月27日

焼津市長 中野 弘道

令和8年度焼津市事業者猛暑対策支援事業補助金交付要綱

第1 趣旨

市長は、市内事業所における熱中症対策を図るため、事業者猛暑対策支援事業を実施する中小企業者等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

(1) この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する協同組合で、次のいずれにも該当するものとする。

ア 市内に事業所（事務所、店舗等を含む。）を有すること。

イ 市区町村税の滞納がないこと。

ウ 事業を営む者のいずれもが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員でないこと。

エ 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。

オ 市長がこの要綱に基づく補助が適当でないと認めたものでないこと。

(2) この要綱において「中小企業者等」とは、市内に事業所（事務所、店舗等を含む。）を有する中小企業者及び団体であって、別表1に掲げる業種ごとに、それぞれ同表の資本金の額若しくは出資額の総額の欄又は同表の常時使用する従業員の数の欄に掲げる基準に該当するものとする。ただし、政治団体又は宗教上の組織若しくは団体その他市長が適当でないとして認めたものを除く。

(3) この要綱において「事業者猛暑対策支援事業」とは、中小企業者等が、令和8年4月1日以降に自ら熱中症対策を図るために必要な次に掲げる施設、設備等を整備し、改修し、及び導入する事業をいう。

ア エアコン

イ ミストシャワー

ウ シーリングファン

エ スポットクーラー

- オ 大型扇風機
- カ スプリンクラー（防火用設備を除く。）
- キ 水分補給器具
- ク 循環扇
- ケ 遮光フィルム
- コ ファンベスト
- サ 建築物等の断熱工事
- シ その他市長が特に必要と認めたもの

第3 補助対象経費、補助額等

(1) 補助対象経費

ア 補助対象経費は、令和8年4月1日から令和9年2月28日までに支出した事業者猛暑対策支援事業に要する別表2に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

イ クレジットカードの使用その他のキャッシュレスの手段により支払い、当該支払を行った者に特典が付与された場合又は補助対象経費の支払を現金で行い、当該支払を行った者に特典が付与された場合は、その支払をした経費は、補助の対象としない。ただし、当該支払経費に付与された特典を現金に換算することができる場合は、換算した金額に相当する額を当該支払経費から減額し、減額した残額に限り、補助の対象とすることができる。

(2) 補助額

補助対象経費の3分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、200,000円を限度額とする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 焼津市事業者猛暑対策支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- イ 誓約書（第2号様式）
- ウ 法人登記簿又は開業届の写し（法人の場合に限る。）
- エ 補助対象経費の支出内容が分かる書類（契約書、見積書の写し等）
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限 令和9年3月5日まで

(3) 提出方法 持参又は郵送

(4) 交付申請できる者 令和6年度焼津市事業者猛暑対策支援事業補助金交付要綱（令和6年焼津市告示第344号）、令和7年度焼津市事業者猛暑対策支援事業補助金交付要綱（令和7年焼津市告示第221号）及びこの要綱により補助金の交付を受けていない中小企業者等

第5 交付の決定

市長は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）から第4の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書（第3号様

式)により、当該申請者に通知するものとする。

第6 交付の条件

補助金の交付の決定においては、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意義務をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (3) この補助金の交付と補助対象経費を重複して、国又は他の地方公共団体の補助金の交付を受けてはならない。

第7 変更申請

第5の規定による交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が第4の規定による申請内容を変更するときは、あらかじめ事業変更・中止・廃止承認申請書（第4号様式）に、変更内容が分かる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、承認すべきと認めるときは、事業変更・中止・廃止承認通知書（第5号様式）により、補助事業者に通ずるものとする。

第8 補助事業の中止又は廃止

補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止・廃止承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、承認すべきと認めるときは、事業変更・中止・廃止承認通知書（第5号様式）により当該補助事業者に通ずるものとする。

第9 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

- ア 焼津市事業者猛暑対策支援事業補助金実績報告書（第6号様式）
- イ 補助対象経費の支出内容が分かる書類（領収書、振込データ、通帳等）
- ウ 補助事業を実施した状況が分かる書類
- エ その他市長が必要と認める書類

- (2) 提出期限 令和9年3月5日まで

- (3) 提出方法 持参又は郵送

第10 交付確定

市長は、第9の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、交付確定通知書（第7号様式）により当該補助事業者に通ずるものとする。

第11 請求

第10の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して20日を経過した日又は令和9年3月12日のいずれか早い日までに、請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和8年度分の補助金に適用する。

別表1（第2関係）

業種	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く。）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	
④ 小売業		50人以下

別表2（第3関係）

区分	内容
委託費（設計費を含む。）、工事請負費	中小企業者等が直接実施することができない業務について、外部の事業者等に依頼する場合に要する経費（既存設備の解体、処分又は廃棄に係るものを除く。）
物品購入費	備品の購入、運送及び設置に要する経費（中古の備品に係るものを除く。）